スポーツ庁

「総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の整備について」

2020年2月5日
スポーツ庁健康スポーツ課

はじめに

「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」について

スポーツ審議会健康スポーツ部会

スポーツ実施率の飛躍的な向上に向けた方策の検討

「成人の週1回以上のスポーツ実施率65%程度（障害者は40%程度）」の達成！
<第２期スポーツ基本計画（平成29年3月24日：文部科学省）における目標>

※目標達成のためには、2,000万人以上が新たにスポーツに親しむことが必要（2017年3月）

スポーツ審議会総会において、**健康スポーツ部会**を設置（2017年7月7日）

<健康スポーツ部会：開催実績>
第1回　：2017年9月20日
第2回　：2017年11月27日
第3回　：2018年2月27日
第4回　：2018年3月26日
第5回　：2018年5月11日
第6回　：2018年6月25日

（スポーツ実施率向上のための行動計画策定）

第7回　：2018年10月2日
第8回　：2019年2月12日
第9回　：2019年3月28日
第10回：2019年6月10日

スポーツ実施率向上のための行動計画
（2018年9月6日策定）

広く国民全体に向けたスポーツ実施率向上のための新たなアプローチや、即効性のある取組

【施策の対象】
※全体の他に、主な対象として、以下のとおり
○子供・若者
…スポーツの実施について二極化が顕著である
○ビジネスパーソン
…特にスポーツ実施率が低い
（20代～50代は全体平均を下回る）
○高齢者
…相対的にはスポーツ実施率が高いが、健康・体力の保持等が必要である
○女性
…男性と比較してスポーツ実施率が低い
○障害者
…スポーツ実施率が低く、未実施者の８割超が無関心層である

スポーツ実施率向上のための中長期的な施策
（2019年8月7日スポーツ庁長官決定）

新たな制度創設・制度改正も視野に入れた中長期的な施策

【施策の対象】
※以下の４つの分野を柱として、とりまとめ
1．地域におけるスポーツの環境づくり
2．スポーツに関わる関係団体と連携したスポーツ実施の推進
3．障害者スポーツの推進
4．エビデンスに基づく健康スポーツ政策の取組の促進

今後、工程表を策定し、施策を具体的に推進

2

スポーツ実施率向上のための中長期的な施策＜概要＞

【1．地域におけるスポーツの環境づくり】

（1）総合型地域スポーツクラブの質的充実
①総合型クラブの登録・認証制度の整備、中間支援組織の整備、
②登録・認証を受けた総合型クラブの活用、支援、広報活動の推進
（2）スポーツ推進委員の活用の促進
①資質向上のための研修の充実、優れた人材発掘のための働きかけ等
②地方自治体の健康部局、障害福祉部局等との連携による活用の促進
（3）スポーツをしやすいまちづくり（スポーツをする場の確保）
①学校体育施設の有効活用に関する手引きの策定等用
②スポーツイベントや指導者も含む形でのマッチングシステムの構築
③地域ごとのスポーツのしやすさを評価、公表する仕組みの検討

【2．スポーツに関わる関係団体と連携したスポーツ実施の推進】

（1）医療機関等との連携の促進
①医療機関等の関係者へのスポーツ教室等に係る情報提供の促進
②運動処方の情報を踏まえ、安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを実践できる仕組み等の構築
（2）スポーツ実施率向上に向けた推進体制の構築
①「スポーツ・イン・ライフ」のロゴの活用の促進
②2020年東京大会等に向け、官民連携による事業推進体制の構築
（3）企業における従業員のスポーツ実施の促進
①厚生労働省と連携し、従業員が運動・スポーツをしやすい環境整備を事業者に促進（厚労省指針の改正）
②企業における取組の促進のためのインセンティブの在り方について検討

【3．障害者スポーツの推進】

①特別支援学校の学校開放の推進等を含めた施設整備の在り方の普及啓発
②教員養成課程（保健体育科）での障害者スポーツに係るカリキュラム導入推進、学校における障害者スポーツ用具の整備の在り方の検討
③地域の障害者スポーツ用具の保有資源を有効活用する事業モデルの確立、関連施設の見える化による障害者スポーツ普及拠点の形成
④地域で医療・福祉・教育・スポーツ分野をコーディネートする人材育成等
⑤重度障害者等のスポーツ実施環境の改善
⑥障害者が観戦しやすい会場づくりや運営方法の好事例を収集、周知

【4．エビデンスに基づく健康スポーツ政策の取組の促進】

（1）地方自治体における現状の「見える化」
①国が調査票のひな形を作成し、簡易な方法での調査を可能とする。
②調査結果を蓄積し、スポーツ庁が活用・分析できる仕組みの検討
（2）スポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進
①スポーツ庁、国立スポーツ科学センター、関係省庁、大学等とも連携した調査研究の実施、成果の活用等
②調査等のローデータについて、公開できるものについては積極的に公開

「スポーツ実施率向上のための行動計画」の着実な実施と合わせて、本施策を具体化し計画的に実施を図る

スポーツ実施率の向上

42.5%（<平成28年度>）→55.1%（<平成30年度>）→ 65%程度

スポーツ実施率向上のための中長期的な施策＜概要＞

スポーツ庁

（１）総合型地域スポーツクラブの質的充実

①総合型クラブの登録・認証制度の整備、中間支援組織の整備、

②登録・認証を受けた総合型クラブの活用、支援、広報活動の推進

総合型クラブ登録・認証制度について

スポーツ庁

目的

○「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」に向け、総合型地域スポーツクラブ(総合型クラブ)を持続可能な「社会的な仕組み」とする。
○スポーツ少年団、総合型クラブ、中学校運動部活動の三者がそれぞれの強みを生かした「新たな地域スポーツ体制」を創造するための一歩として、総合型クラブの全国的なガバナンスを確立する。

現状

■総合型クラブの概要と登録・認証制度の必要性

○地域住民が主体的に運営。
○多種目・多世代・多志向の活動を中心に非営利で運営。
○育成数は全国3,599クラブ（平成30年度時点）。
○地域課題解決など公益的な取組を期待されているが、必ずしも十分に機能していないとの指摘。

機能するためには

■行政の取組・・・総合型クラブを理解し、施設確保や広報等の支援
■クラブの取組・・クラブ自らが質的充実に向けた取組を行う

この取組のためには

登録・認証制度が、行政・クラブそれぞれの取組の基盤として必要

いつまでに

○日本スポーツ協会は、令和2年3月末を目途に、総合型クラブ全国協議会※1を基盤とした登録・認証制度を創設（運用開始は令和3年4月）。

■地域スポーツ体制をめぐる課題への対応

○日本スポーツ協会は、中学校運動部活動の地域への移行を見据え、その受け皿としてのスポーツ少年団と総合型クラブを、全国の体育・スポーツ協会が適切にコーディネートする必要性を認識し、その旨をまとめた「提言※2」を平成30年6月に公表。

今後

■登録・認証制度の創設により期待される効果

○総合型クラブの公益的な取組の促進
・行政担当者に異動が生じても総合型クラブへの理解が継続
・行政内各部署間での総合型クラブに関する情報共有の促進

○総合型クラブの質的充実
・自己点検・評価の実施（PDCAサイクルの確立）
・ガバナンス確立

○総合型クラブ登録・認証制度と既存のスポーツ少年団登録制度との統合に向けた検討を開始（新たな地域スポーツ体制の創造）

■課題

○総合型クラブ登録・認証制度の運用体制を確立するためには、都道府県レベルでの中間支援組織の整備が不可欠。

○中間支援組織を担う都道府県体育・スポーツ協会に対し、行政が適切な支援を行う必要性。

○学校運動部活動の地域への移行をめぐっては、学校施設開放や事故発生時の責任体制の確立等、行政側の取組も必要。

皆様の声(抜粋)

クラブ関係の皆さんの声

○５０００円の登録料
○事務手続きの煩雑さ
○法人格を持っていない小さなクラブが登録する必要性。
○反対というより、制度に対する知識が乏しい。

行政・スポーツ・体育協会関係者の声

○予算。スポーツ庁からの文書を。
○行政、スポーツ・体育協会、協議会の三者で協議を始めたところ。具体的にはこれから。
○他県の状況を見ながら進めていきたい。

登録・認証制度への期待

○「総合型クラブ」のブランド化（国のお墨付き、国が広報、認知度向上への期待）
○地域住民が総合型クラブに対する安心感への醸成への期待
○これまでは、三者がそれぞれに動いていたが、これを機に行政・体協・協議会が連携していく。

中間支援組織について

中間支援組織の具体的取組

登録・認証制度の都道府県レベルの運用に関する業務は都道府県体育・スポーツ協会が行うこととなる

都道県体育・スポーツ協会

①総合型クラブ登録・認証制度の運用
②総合型クラブ関係情報の分析
③相談窓口の開設
④クラブ指導・助言訪問
⑤クラブ運営スタッフ研修会の開催
⑥広報活動
⑦クラブアドバイザーの配置

特定の団体

・都道府県（行政）
・都道府県の域内におけるスポーツの振興を目的とする都道府県の出資又は拠出により設立された公益財団法人及び一般社団法人・・・等

体制整備が、令和3年度からの登録・認証制度の運用開始にどうしても間に合わない場合

↓

例外措置の策定

令和元年度スポーツ振興事業助成（toto助成）

総合型地域スポーツクラブ活動助成

クラブアドバイザー配置事業

JAPAN SPORT COUNCIL

総合型地域スポーツクラブ活動助成③ <令和2年度の主な変更点>

① クラブアドバイザー配置事業（助成対象事業の拡充）

「**総合型クラブによる**「登録・認証制度」の申請等に向けた**助言・支援を行う活動**」を、助成金の支給対象となる業務として追加します。

※ 当該活動の追加に当たっては、これまで以上に、クラブアドバイザーとしての業務と、所属先の都道府県・都道府県スポーツ協会等の業務とを、明確に区分する必要があります。

※ 次に掲げる活動については、助成対象となりません。

ア クラブアドバイザーとしての専門知識や経験を必要としない業務

イ 本来、助成対象者及び助成対象者の関連団体が担うべき業務

（対象とならない例）

- 助成対象者が地域で開催するスポーツイベント等の開催に係る準備や受付等の事務局業務
- 助成対象者の関連団体が実施する、資格講習会等の開催に係る事務連絡文書の作成や問い合わせ対応等一連の事務処理業務
- 地方公共団体から受託した事業等の申請書類作成や発送業務

スポーツ庁からの通知文＜仮＞

総合型地域スポーツクラブにおける登録・認証制度及び中間支援組織の整備について（仮）

①総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の整備について　（仮）

②中間支援組織の整備について　（仮）

③スポーツ振興くじ助成事業　クラブアドバイザー配置事業について（仮）

スポーツ実施率向上のための中長期的な施策＜概要＞

（１）<u>総合型地域スポーツクラブの質的充実</u>

①総合型クラブの登録・認証制度の整備、中間支援組織の整備、

②登録・認証を受けた総合型クラブの活用、支援、広報活動の推進

スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

スポーツが変える、未来を創る。

Sport in Life

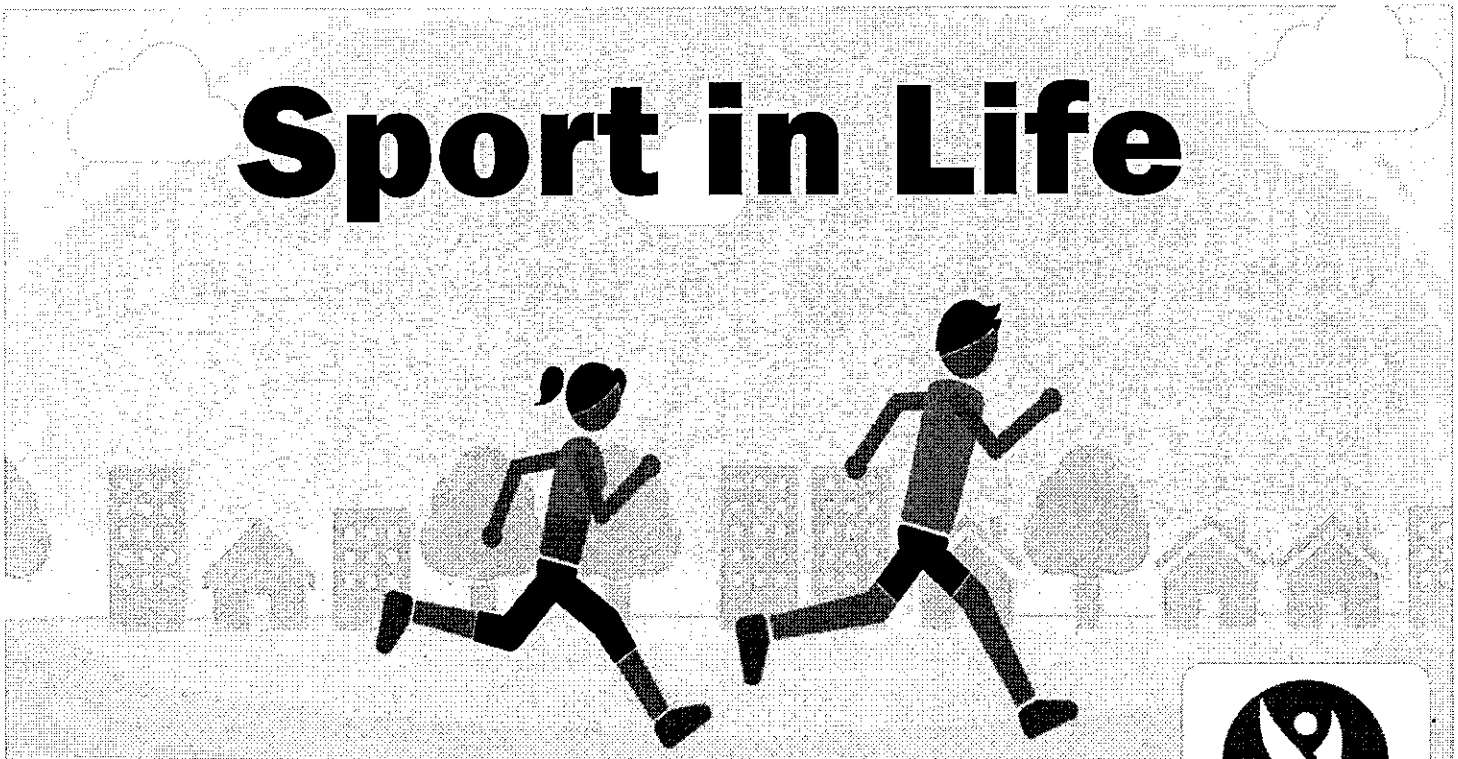

一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現を目的とし、
生活の中に自然とスポーツが取り込まれている
「スポーツ・イン・ライフ」（生活の中にスポーツを）という姿を目指す。

Sport in Life